

綾瀬市奨学金条例

昭和55年3月24日

条例第9号

改正 昭和59年3月23日条例第8号

昭和63年3月28日条例第14号

平成2年3月28日条例第9号

平成4年3月30日条例第12号

平成5年3月30日条例第10号

平成8年6月6日条例第15号

平成10年6月9日条例第16号

平成12年3月30日条例第30号

平成13年6月22日条例第15号

平成16年6月24日条例第13号

平成20年3月31日条例第7号

平成22年12月17日条例第26号

平成24年6月21日条例第17号

平成28年3月24日条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、経済的理由により学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校の課程、中等教育学校の後期課程（これらにおいて行われる通信制の課程にあつては、全日制の課程に類するものに限る。）、高等専門学校（第3学年までに限る。）、専修学校の高等課程（第3学年までに限る。）又は特別支援学校の高等部（以下これらを「高等学校課程等」という。）での修学が困難な者に対し奨学金を給付し、もつて修学の奨励を図ることを目的とする。

（平2条例9・平12条例30・平22条例26・一部改正）

(資格)

第2条 奨学金の給付を受ける者（以下「奨学生」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民基本台帳に記録されている者

- (2) 前条に規定する高等学校課程等に在学し、修学意欲のある者
- (3) 性行の善良な者
- (4) 学費の支弁が困難な家庭にある者（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による扶助を受けている者を除く。）

（平2条例9・全改、平12条例30・平22条例26・平24条例17・平28条例13・一部改正）

（奨学金の額及び給付期間）

第3条 奨学金の額は、次のとおりとする。

- (1) 国公立 月額5,000円
- (2) 私立 月額10,000円

2 奨学金の給付の対象となる期間は、高等学校課程等正規の最短修業期間とする。

3 奨学金の給付の決定は、年度ごとに行い、給付期間は、1年間以内とする。

（平22条例26・全改）

（選考）

第4条 奨学生の選考は、教育委員会が別に定める綾瀬市奨学生選考委員会の意見を聞いて決定する。

（奨学金給付の休止）

第5条 奨学生が休学したときは、休学した日の属する月の翌月分から復学した日の属する月分までの奨学金の給付を休止する。

（奨学金給付の廃止）

第6条 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、その該当するに至った日の属する月の翌月分から奨学金の給付を廃止する。

- (1) 傷病のため学業を続けることができなくなつたとき。
- (2) 性行が不良になつたと認められるとき。
- (3) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- (4) 第2条に規定する資格要件を欠くに至つたとき。
- (5) その他奨学生として適当でないと認められるとき。

（昭59条例8・平2条例9・平22条例26・一部改正）

（奨学金の返還）

第7条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その事実が発生した月か

ら既に受けた奨学金を返還しなければならない。

(1) 奨学金をその目的以外に使用したとき。

(2) 偽りの申請その他不正の手段により奨学金を受けたとき。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年3月23日条例第8号)

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年3月28日条例第14号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成2年3月28日条例第9号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成4年3月30日条例第12号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成5年3月30日条例第10号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成8年6月6日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則(平成10年6月9日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則(平成12年3月30日条例第30号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年6月22日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の綾瀬市奨学金条例の規定は、平成13年4月1日から適用する。

附 則(平成16年6月24日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の綾瀬市奨学金条例の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成20年3月31日条例第7号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年12月17日条例第26号）

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行日前に綾瀬市奨学金の給付を受けている者については、改正前の綾瀬市奨学金条例第3条の規定にかかわらず、改正後の綾瀬市奨学金条例を適用するものとする。

附 則（平成24年6月21日条例第17号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成24年7月9日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成28年3月24日条例第13号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。